

他にも
注意しよう

こんなトラブル



詐欺的 情報商材



「これを使えば簡単に儲けられる」などと、主に、株やFX、仮想通貨などの取引システムやソフトが販売されていることがありますが、思うように稼げないといったトラブルが数多くあります。

必ず儲かるシステムなどありません。
儲からないどころか、取引によっては、さらに損が発生する可能性もありますので注意しましょう。

名義貸し



友人から「絶対に迷惑はかけないから」と頼まれ、自分の名前でクレジットカードを作成し、友人に渡してしまい、あとで高額な利用明細が送られてきた。といったトラブルがあります。

例えば友人が利用したとしても、自分名義のカードを使わせた以上、支払の責任は自分にあります。他人が使う目的で、自分名義のクレジットカードを作成する・渡すことは絶対にやめてください。

美容エステ のトラブル



脱毛エステなどの施術後、肌が傷ついたといったトラブルが多発しています。また、長期間通うことを前提に、最初にまとまったお金を払ったが、会社が倒産してしまい、払ったお金が無駄になってしまった事例もあります。

自分の体質なども考えてから契約しましょう。
また、長期間の契約ではなく、施術ごとにお金を払う方法も検討しましょう。

■編集・発行

令和2年（2020年）2月

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所13階 TEL 011-211-2245

■監修

適格消費者団体 認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道



しろくま @ツイッター
札幌市消費者センター
公式アカウント



さっぽろ市
02-003-19-2320
31-2-1516

楽しんで稼げるうまい話の

落とし穴



ある日、友人に誘われたくろうくま

会員限定で簡単に稼げる内職用のソフトがあるんだけど買わない？

あと他の友達にもこの商品売って見ない？紹介料ももらえちゃうよ

30万円の借金をしてソフトを多数購入し、早速友人を誘って見ますが…

簡単に稼げるソフトがあるんだ

本当かい!?
じゃあいっぱい買っちゃおう

赤いホームページ作成するだけで月10万いくせ

それ怪しくない? もう私に関わらないで

ソフトを使ってみますが…

そもそも使い方がわからん…

結局、稼げないどころか30万円の借金が残り友人の信用まで失ってしまいました

全然稼げないじゃないか…

どうすればいいんだ!

これはこういった手口なのでしょうか。また、くろうくまは買わされたソフトの代金を取り戻せるのでしょうか。



次のページで説明するよ

くろうくま
黒いしゃべるクマ。行動力はあるが、何かと消費者トラブルに巻き込まれがち。



しろくま
白いしゃべるクマ。色んなことを「知ろう」という気持ちでいつも大切にしている。

マルチ商法 ※1

漫画で友人から、「会員限定の商品を、他の人にも買わせれば紹介料がもらえる」と言われ、くろうくまは他の友人にも購入を勧めています。

このように、**商品を買った人が、他の人にも購入を勧める**ことで、次々と販売を拡大していくビジネスのことを**マルチ商法**といいます。

しかし、いざ勧誘してみても、**思うように売れないどころか、誘った友人との人間関係が壊れる**こともあります。



サイドビジネス商法 ※2

また、漫画で友人が言ったように、「簡単に稼げる仕事」などと強調して、**その仕事に必要な物を高額で購入させる**手口を**サイドビジネス商法**といいます。

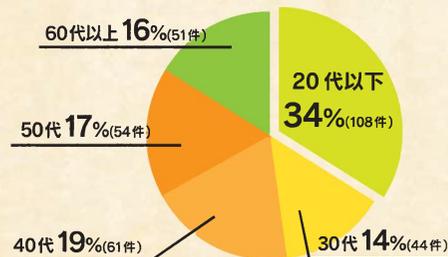
そのようにして購入した商品は、大抵、初心者には使い方が難しかったりと、**実際には役に立たないようなものがほとんど**です。



若者が狙われやすい!



札幌市消費者センターでは**20代以下からの相談割合が最も多い**です。学生の方は特に注意しましょう。



年代別マルチ・サイドビジネス商法相談件数(平成30年度・札幌市消費者センター受付)

※1 法律上は「連鎖販売取引」といいます。

※2 法律上は「業務提供誘引販売取引」といいます。

買わされた商品は返品できるの?

契約書面を受け取ってから20日以内ならクーリング・オフ（契約解除）ができる場合があります。

この期間は、法律で定められた書面を受け取った日から開始しますので、もし書面を受け取っていないければ、いつでもクーリング・オフができます。



⚠️ 気を付けるポイント



簡単に高収入を得る方法なんてない!



「簡単にお金儲けできる」といった宣伝をそのまま信用してはいけません。儲かる保証は一つもありません。

安易に借金しない!



「簡単に借りられる」「後で儲かるから」と言われても、安易に借金をしてはいけません。借金の返済で生活が苦しくなるだけです。

友人からの誘いでも断る勇気!



断りづらいかもしれませんが、怪しいと思ったら、さっぱり断りましょう。また、誰かを勧誘することで自分が加害者になってしまう恐れもあります。

トラブルかな?と思ったら相談しよう!



消費者ホットライン（土日祝対応）TEL 188（高帯なし）

札幌市消費者センター（土日祝・年末年始除く）

①電話相談（午前9時～午後7時）TEL 011-728-2121

②来所相談（午前9時～午後4時30分）〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

③インターネット相談 ※お急ぎの場合は電話・来所相談へ

札幌市消費者センター インターネット相談

